# 一般財団法人ながの緑育協会定款

### 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人ながの緑育協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県長野市篠ノ井会 716番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、緑に関する普及啓発や人材育成事業等を行い、緑と親しむ文化や 人を育む「緑育」の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 緑化意識の啓発と緑の普及に関すること
  - (2) 緑の人材育成と支援に関すること
  - (3) 緑を支えるしくみづくりに関すること
  - (4) 緑の情報発信に関すること
  - (5) 公園緑地等の管理運営に関すること
  - (6) 緑に関する物品の販売及び受託
  - (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により 行う。

#### 第2章 財産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第6条 この法人の設立者の氏名及び住所並びに拠出をする財産及びその価額は、別表のとおりとする。

(基本財産)

- 第7条 この法人の目的である事業を行なうために不可欠な基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 第6条に記載された財産
  - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
  - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 2 前条の財産は、第3条の目的事業を行うために不可欠な基本財産とし、やむを得ない 理由によりその一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき

は、あらかじめ評議員会において決議に加わることのできる評議員の3分の2以上に当 たる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第9条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始日の前日までに 理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様 とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くも のとする。

(事業報告及び決算)

- 第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
  - (1)事業報告
  - (2)事業報告の附属明細書
  - (3)貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時 評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類について は、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を 主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第11条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第12条 この法人に、評議員5人以上7人以内を置く。

(選任及び解任)

- 第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。
- 2 評議員はこの法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。 (任期)
- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関

する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した 評議員の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第15条 評議員に対して、評議員会出席の際、1回につき10,000円を超えない範囲で、 評議員会において別に定める報酬等の支給基準により、報酬を支給することができる。

## 第2節 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第17条 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (開催)
- 第18条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、 必要に応じて開催する。

(招集権者)

- 第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、 理事長が招集する。
  - 2 理事長に事故があるときは、副理事長が招集する。

(議長)

- 第20条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。 (決議)
- 第21条 評議員会の決議は、決議に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その 過半数をもって行う。
  - 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第 189 条第2項の決議は、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数を もって行う。

(決議の省略)

- 第22条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。(報告の省略)
- 第23条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、 その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は 電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があった ものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長のほか、出席した評議員の中から議長が指名した議事録署名人2名が、記名押印しなければならない。

## 第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

理事 5人以上7人以内

監事 2人以内

- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人を副理事長、1人を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法の業務執行理事とする。

(選任等)

- 第26条 理事及び監事は、評議員会において選任する。
  - 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって選定する。
  - 3 監事は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。 (理事の職務権限)
- 第27条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の 執行を決定する。
  - 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を 作成する。 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及 び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
  - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された役員の任期は、退任 した役員の任期の満了する時までとする。

(解任)

- 第30条 役員が次の一つに該当するときは、評議員会において解任することができる。 ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上に 当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第31条 理事及び監事に対しては、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

# 第2節 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
  - (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第34条 通常理事会は、毎年定期に、年2回開催する。

(招集)

- 第35条 理事会は、理事長が招集する。
  - 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が招集する。
  - 3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催する ことができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

- 第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。
  - 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。 (決議の省略)
- 第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名若しくは記名押印しなければならない。

# 第5章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

- 第41条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。
  - 2 この法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第43条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、 この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与 するものとする。

### 第6章 事務局

### (設置等)

- 第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
  - 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
  - 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
  - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

## 第7章 賛助会員

## (会員)

- 第45条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を会員と することができる。
  - 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第8章 補則

### (委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### 附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。 設立時評議員 浅野 盛男、有澤 二三明、小林 武一、徳永 淳子、藤澤 令子、 松岡 保正
- 3 この法人の設立時理事、設立時監事は、次のとおりとする。
  - 設立時理事 黒田 和彦、小池 洋男、根津 恵二、 藤澤 義章、宮入 賢一郎 矢澤 秀成

設立時監事 小山 耕一郎、堀越 倫世

- 4 この法人の最初の事業年度は、この法人の設立の日から平成27年3月31日までとする。
- 5 拠出をする財産の払込口座は、株式会社八十二銀行長野市役所支店とする。
- 6 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

別表 第6条関係(設立者及び財産の拠出)

※個人情報につき非公開